

第60回百射会・女子部記録会 安全指針

1. 日常の感染対策

以下は、公益財団法人全日本弓道連盟作成の新型コロナウイルス感染防止対策弓道ガイドライン (https://www.kyudo.jp/pdf/notice/20200717_notice.pdf) である。

特に、大会期間前は以下を参考に 感染症対策を徹底すること（必要に応じて一部改変を加えた）。

（１）基本 「３密」を避け、手洗い、用具等の消毒を十分に行うこと。

（２）利用者について

・道場（施設内）に入る時には、先ず手指をアルコール消毒してから体温を測定し、37.5 度以上の熱 のあるものは入館を控えること。

（３）練習中について

・射手間隔は 1.8m 以上あけること。

・行射中は、安全および熱中症等を考慮し、マスクの着用は不要とする。

・矢取りを担当した者は返却後、手の消毒を行うこと。

・矢が返却され次第、各自の矢は各自が除菌シートなどで消毒すること。

（４）道場・施設を管理する者には、下記を実施することをお願いする。

・感染者が利用者の中に発生した場合、同時期利用者に連絡が取れるように、連絡先を記した全員の入館記録を取り 1 か月保管すること。記録は、個人情報として取扱うこと。

・施設内入口に必ず非接触体温計を設置すること。

・道場出入口や窓などを開け、通気性のよい換気を行うこと。

・狭い更衣室では「３密」にならないよう使用制限を設けること。

・道場の広さによっては、時間帯で人数制限を行うなど考慮すること。

2. 大会 2 週間前から大会期間までの感染症対策

1 感染症対策について

大会関係者は、基本的な感染症対策（身体的距離の確保、マスク・咳エチケット、手指消毒など）を徹底すること。

2 体調管理について

厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のインストールを積極的に行うこと。

3 感染症対応について

保護者やチーム関係者に対し、大会期間中に感染者等が発生した場合には、付き添いや大会

東京都学生弓道連盟

会場までの迎えが必要となる場合があることを周知すること。

3.大会期間中の感染症対策

1 大会参加人数について

1.1 百射会は48名、女子部記録会は72名の選手が出場する。

1.2 上記1.1に加え、大学関係者2名までの入場を認める。

1.3 コーチとして会場に入場する者は「密」対策として、射場・巻藁等を含め、射場フロアへの行き来を禁止する。

2 同意書の提出について

2.1 大会参加者（選手・監督・コーチ・介添、帯同部員等）は全員、安全指針の内容を確認した上で、大会当日までに安全指針巻末の同意書を印刷し、署名すること。

2.2 同意書を提出しない・していない者の大会参加は認めない。

2.3 大会参加者に同意書の記入を強制させないこと。記入を強制させたことが発覚した場合、当該大学に対し、都学生弓道連盟規約第167条をもとに懲戒処分を下す場合がある。

3 大会当局からの制限について

3.1 大学当局から大会参加が許可されていない場合、当該大学および当該参加者が大会に参加することを認めない。

4 マスクについて

4.1 大会参加者は着用分と予備を持参すること。主催者によるマスクの提供・販売は行わない。

4.2 大会会場への行き帰りの際もマスクを着用し、マスクを顎にかけた状態やマスクを外した状態での会話は行わないこと。

4.3 以下の場面を除き、大会期間中は常にマスクを着用すること。① 射場に入場してから退場するまでの間 ② 巻藁を引くとき（前に並ぶ射手が引き終えてから自分が引き終えるまで） ③ 食事・水分補給を行うとき

4.4 大会期間中、マスクを着用していない場合は、大会役員から声をかける場合がある。

4.5 マスクの着用が難しい場合は、大会期間前に主催者にその旨を申し出ること。申出を受けた場合、入場の可否を検討する。なお、入場を許可する場合でも、フェイスシールドの着用等を求める場合がある。

5 受付について

5.1 受付には、手指消毒用アルコールを設置し、受付業務に当たる大会役員は定期的に手指の消毒を行う。

東京都学生弓道連盟

5.2 受付は各大学代表者 1 名が行い、その他の選手等は密にならないように努めること。

5.3 受付業務は可能な限り簡素化し、受付の時間の短縮を図る。

6 検温・体調管理に関して

6.1 大会参加者は全員、体温計を持参し、毎朝体温を測定すること。37.5 度以上の発熱が確認された場合、原則として当該参加者および当該参加者が所属するチームの大会参加は認められない。

6.2 新型コロナワクチンの副作用による発熱の場合も、37.5 度以上の発熱が確認された場合、原則として当該参加者および当該参加者が所属するチームの大会参加は認められない。

7 消毒・手洗いについて

7.1 大会会場の各所にアルコール消毒液を設置する。定期的に手指の消毒を行うこと。

7.2 不特定多数が触れる可能性があるもの（トイレのドアノブ、レバーなど）に触れた際は消毒・手洗いを特に綿密に行うこと。

7.3 飲食の前後は必ず消毒・手洗いを行うこと。

7.4 大会役員は定期的に消毒・手洗いを行う。

8 式典等（開会式・閉会式）について

8.1 式典は例年より参加者を減らし、簡略化を図る。

8.2 式典参加対象外の大学・選手等の参加は認めない。

8.3 式典中は常にマスクを着用すること。

8.4 式典中の国歌斉唱は行わない。

9 行射に関して

9.1 招集後は入場までマスクを着用し、会話を慎むこと。

9.2 発声を伴う応援は、場所を問わず一切認めない。

9.3 皆中時の拍手は認める。

10 矢取について

10.1 矢取を行う大会役員は、定期的に手指の消毒を行う。

4.感染者等が発生した場合の対応

1 感染者等が発生した場合

1.1 感染者等が発生した旨を必ず大学当局に報告し、大学当局の指示を遵守すること。大学当局の指示に反して、出場することは認めない。

2 感染者等が発生した時の報告

2.1 感染者等が発生した旨を東京都学生弓道連盟執行委員長 (togakuren.iinkai@gmail.com) へ速やかに連絡すること。

2.2 感染者等が発生したことを故意に隠匿して大会に出場した場合は、東京都学生弓道連盟規約第 167 条による懲戒処分の対象となることがある。

3 大会期間より前に感染者が発生した場合の対応

3.1 大会 10 日前より前に感染者が発生した場合、当該チーム全員の体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で 3 日以上経過し、かつチーム全員が PCR 等検査で陰性判定された場合のみ、当該チーム全員の出場を認める。

3.2 大会 10 日前から大会期間までの期間に感染者が発生した場合は、チーム全員の出場を認めない。

4 大会期間より前に、濃厚接触者・感染疑い者が生じた場合の対応

4.1 大会 10 日前から大会 4 日前までの期間に、濃厚接触者または感染疑い者が発生した場合は、当該チーム全員の体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で 3 日以上経過し、かつチーム全員が医師により陰性である可能性が高いと判断された場合（PCR 検査等による判定でも可）のみ、当該チームの出場を認める。

4.2 大会 3 日前から大会期間までの期間に、濃厚接触者または感染疑い者が発生した場合は、当該濃厚接触者・感染疑い者を除く当該チーム全員の体調不調が解消された後、薬剤を服用しない状態で 3 日以上経過し、かつチーム全員が PCR 等検査で陰性判定された場合のみ、当該チームの出場を認める。ただし、当該濃厚接触者・感染疑い者本人の出場は認めない。

4.3 濃厚接触者・感染疑い者の陽性が確認された場合は「3.大会期間より前に感染者が発生した場合の対応」の規定を適用して、出場の可否を判断する。

5 大会期間中にチーム内で感染者等が発生した場合

5.1 感染者等が発生した旨を大会役員へ速やかに連絡すること。

5.2 主催者は関係各所と連絡を取ったのちに、対応を指示する。

5.3 必要に応じて、主催者は当該者および当該チームの出場停止、大会関係者の PCR 等検査・帰宅等を指示するので、必ず従うこと。

5.4 主催者は有事に備え、隔離場所を用意する。

5.5 医療機関、宿泊施設、自宅等へ移動の必要が生じた際の輸送方法については、大会参加者各自の責任で確保すること。

5.6 大会委員長である東京都学生弓道連盟委員長を中心に、大会役員および関係各所の担当者等で会議を行い、大会継続や中止について、今後の対応を検討する。検討ののち、決定

東京都学生弓道連盟

した内容は 速やかに大会関係者に伝達する。

5.7 感染者等が発生した場合、当該者が利用した場所を中心に、会場内の消毒作業を行う。そのため、大会を継続する場合も、スケジュールや競技内容を大幅に変更する場合がある。

5.8 感染者が発生した場合、東京都学生弓道連盟ウェブサイトにおいて、当該感染者が出場した大会種別（男子の部、女子の部）など、必要と認められる情報を公表する。ただし、名前・大学名等個人が特定できる情報は公表せず、公表の問い合わせにも応じない。

6 大会期間から大会 2 週間後にチーム内で感染者等が発生した場合

6.1 感染者等が発生した旨を東京都学生弓道連盟委員長（togakuren.iinkai@gmail.com）へ速やかに連絡すること。

6.2 主催者は関係各所と連絡を取ったのちに、対応を指示する。

6.3 感染者等が発生した場合、安全管理の観点から、宿泊先および宿泊先との連絡を取り次ぐ旅行 担当業者に当該者の氏名および所属大学等必要な情報を公表する。公表する際、情報が拡散しないように厳密に管理することを公表先に要請する。

6.4 宿泊先以外の関係各所（保健所、地方公共団体の感染症担当部署等）から、感染者等の氏名および所属大学等必要な情報の公表を求められた場合、それを公表する。公表する際、情報が拡散しないように厳密に管理することを公表先に要請する。

6.5 感染者が発生した場合、東京都学生弓道連盟ウェブサイトにおいて、感染者が参加していた大会種別（男子の部、女子の部）およびその他必要と認められる情報を公表する。ただし、名前・大学名等個人が特定できる情報は公表せず、公表の問い合わせにも応じない。